

## <講座用テキスト：労働編>

※注）この「条文改正に伴う補正情報」は、令和4年4月16日時点における情報です。また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

### 1. 労働基準法

#### ◆新旧対照表

特になし

#### ◆誤記等訂正表

特になし

### 2. 労働安全衛生法

#### ◆新旧対照表

特になし

#### ◆誤記等訂正表 <INPUT テキスト>

頁	誤	正
84	◆政令で定める有害業務（令22条イ）の本文2行目 その後定期（ <del>3月以内又は</del> 6月以内ごとに1回）に行わなければならない。	その後定期（6月以内ごとに1回）に行わなければならない。

### 3. 労働者災害補償保険法

#### ◆新旧対照表

特になし

#### ◆誤記等訂正表

頁	誤	正
100	(1)の枠囲み1行目の下に追加	<u>原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業</u>
130	ちょっとアドバイス 最後の□2行目 令和 <del>3</del> 年3月31日をもって受付が終了し、～（後略）	令和 <del>3</del> <u>4</u> 年3月31日をもって受付が終了し、～（後略）

### 4. 雇用保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
60 62 67 108 126	下から 2 段目の 1 行目 (2) 条文の 2 行目 条文の 1 行目 ADVANCE の下から 4 行目 Outline の 1 行目 (2) 条文の 3 行目 令和 4 年 3 月 31 日	令和 7 年 3 月 31 日
160	1 国庫の負担 (法 66 条) <u>下記のとおり差替え</u>	【新旧対照表】、 <u>ちょっとアドバイス</u> を参照

【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(国庫の負担)</p> <p>1. <u>日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合 *1</u></p> <p>2. <u>日雇労働求職者給付金については、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合 *2</u></p> <p>2) 前項第 1 号に規定する日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、国庫は、毎会計年度 <u>(国庫が同号ロの規定による負担額を負担する会計年度を除く)</u> において、支給した当該求職者給付の総額の 4 分の 3 に相当する額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の 3 分の 1 に相当する額に達する額までを負担する。</p>	<p>(第 66 条)</p> <p>1) 国庫は、～(中略)～支給に要する費用の一部を負担する。</p> <p>1. 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の <del>4 分の 4</del></p> <p>2. 日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の 3 分の 1</p> <p>3. ～5. (略)</p> <p>2) 前項第 1 号に掲げる求職者給付については、国庫は、毎会計年度において、支給した当該求職者給付の総額の 4 分の 3 に相当する額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の 3 分の 1 に相当する額に達する額までを負担する。</p> <p>3) ～6) (略)</p>
<p>第 25 条第 1 項の措置が決定された場合には、前条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、国庫は、<u>次に掲げる区分によって、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の一部を</u></p>	<p>(第 67 条)</p> <p>第 25 条第 1 項の措置が決定された場合には、前条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、国庫は、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の <del>3 分の 1</del> を負担する。この場合に</p>

負担する。この場合において、～（後略）*3	において、～（後略）
<p>（国庫負担に関する暫定措置）</p> <p>1) 国庫は、第 66 条第 1 項（同項第 3 号から第 5 号までに規定する費用に係る部分に限る、以下この項において同じ）の規定による国庫の負担については、当分の間、<u>同項の規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の 100 分の 55 に相当する額を負担する。*4</u></p> <p>（削る）</p> <p>2) <u>前項の規定の適用がある場合における第 66 条第 6 項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「前各項（第 1 項第 3 号から第 5 号までを除く）及び附則第 13 条第 1 項」とする。</u></p>	<p>（附則第 13 条）</p> <p>1) 国庫は、第 66 条第 1 項及び第 67 条前段の規定による国庫の負担については、当分の間、<u>これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の 100 分の 55 に相当する額を負担する。</u></p> <p>2) <u>国庫が前項に規定する額を負担する会計年度については、第 66 条第 2 項（第 67 条後段において読み替えて適用する場合を含む）及び第 5 項の規定は、適用しない。</u></p> <p>3) <u>第 1 項の規定の適用がある場合における第 66 条第 6 項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第 13 条第 1 項」とする。</u></p>

### ちょっとアドバイス

□\*1\*2\*3「国庫負担割合の適用区分」は、次のとおりである。

	日雇労働求職者給付金以外の求職者給付	日雇労働求職者給付金	広域延長給付を受ける者に係る求職者給付
イ) 毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、 <u>当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合</u>	当該要する費用の 4 分の 1	当該要する費用の 3 分の 1	当該要する費用の 3 分の 1
ロ) イに掲げる場合以外の場合	当該要する費用の 40 分の 1	当該要する費用の 30 分の 1	当該要する費用の 30 分の 1

□\*4 職業訓練受講給付金（第 5 号）の国庫負担については、原則の負担割合（1/2）の 10% 水準（1/20）から、同 55% 水準へと引き上げられた（暫定措置が終了した）。

□雇用継続給付（介護休業給付金に限る）（第 3 号）・育児休業給付（第 4 号）の国庫負担については、原則の負担割合（1/8）の 10% 水準（1/80）とする暫定措置は継続されることとなった。

□雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和 7（改正前は令和 4）年 4 月 1 日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第 13 条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする（附則第 15 条）。

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
44	行政手引 51254 の枠囲み内 【求職活動の回数】3 つ目の○3 行目 求職活動を原則 <u>3 回以上行った実績</u> を確認できた場合に、～（後略）	求職活動を原則 <u>3 回以上（給付制限期間が 2 か月の場合は、原則 2 回以上）</u> 行った実績を確認できた場合に、～（後略）
72	ここで具体例①、図解の下の枠囲み 2 つ目の□2～3 行目 一連の期間を通じて、原則「 <u>3 回以上</u> 」 <u>行って</u> いけばよい。	一連の期間を通じて、原則「 <u>3 回以上</u> 」 <u>（給付制限期間が 2 か月の場合は、原則 2 回以上）</u> 行っていけばよい。
81 86	ちょっとアドバイス 1 つ目□ 1 つ目のちょっとアドバイス ( <del>13,700</del> 円)	( <u>13,520</u> 円)

◆山川答練誤記等訂正表

頁	誤	正
1 回	問 5D 解説文 5 行目 所定給付日数は <del>150</del> 日である。	所定給付日数は <u>90</u> 日である。

5. 労働保険徴収法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
36	ここをチェック！の 1 行目 令和 <del>3</del> 年 4 月 1 日から 1 年間 <u>表は下記のとおり差替え</u>	令和 <u>4</u> 年 4 月 1 日から 1 年間 【雇用保険率の改正】
93	②延滞金の割合の表の右欄 令和 <del>3</del> 年 <u>8.8%</u> <u>2.5%</u>	令和 <u>4</u> 年 <u>8.7%</u> <u>2.4%</u> * 社会保険主要 3 法令も同じ

【雇用保険率の改正】

① 令和 4 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間（令和 4 年度前期）

	雇用保険率	うち失業等給付に係る率
一般の事業	1,000 分の 9.5	(1,000 分の 2)

農林水産業及び清酒製造業	1,000 分の 11.5	(1,000 分の 4)
建設業	1,000 分の 12.5	(1,000 分の 4)

② 令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間（令和 4 年度後期）

	雇用保険率	うち失業等給付に係る率
一般の事業	1,000 分の 13.5	(1,000 分の 6)
農林水産業及び清酒製造業	1,000 分の 15.5	(1,000 分の 8)
建設業	1,000 分の 16.5	(1,000 分の 8)

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
106	ちよつとアドバイス②の下から 3 行目 その旨及び当該代理人が使用するべき認 印の印影を所轄労働基準監督署長又は ～	その旨を所轄労働基準監督署長又は～

6. 社労士過去問題 10 年網羅

<Vol. 1>

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
243	No. 027 (H27-09A) 解説文 5 行目 法 12 条の安全管理者の規定を適用す る。	法 12 条の衛生管理者の規定を適用す る。
251	No. 042 (H29-10E) 解答 ×→○ 根拠条文追加 <u>特化則 27 条</u> 解説文 ( <u>差替え</u> )	<u>出題当時（改正前）は、「作業主任者の 選任規定はなかったが（解答は「×」、 現行（令和 4 年 4 月 1 日から）では、溶 接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業 （屋内において鋼材をアーク溶接する 作業はこれに含まれる）については、特 定化学物質作業主任者を選任しなけれ ばならない。</u>

<Vol. 2>

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
143	No. 276 (H29-03 ア) 解説文 3 行目 <u>「通勤災害」</u> の場合も適用され、～（後略）	<u>「複数業務要因災害」</u> 及び <u>「通勤災害」</u> の場合も適用され、～（後略）
167	No. 334 (H27-06 オ) 解説文 1 行目 障害（補償）等給付及び遺族（補償）等年金を受ける権利～（後略）	障害（補償）等給付及び遺族（補償）等給付を受ける権利～（後略）
189	No. 032 (H25-01C) 解答 ○→× 根拠条文追加 <u>法 37 条の 5 第 1 項</u> 解説文（差替え）	<u>出題当時（改正前）は正しい基準であり、現行でもなお根拠となる行政手引は変更されていない。しかし、65 歳以上のマルチジョブホルダーが所定の要件を満たす場合、同時に 2 以上の雇用関係にある労働者が被保険者となることがあるため、「被保険者となることはない」とする記述は正しいとは言えない。</u>
203	No. 062 (R03-02B) 根拠条文 <u>法 10 条の 3、行政手引 53105</u> 解説文（差替え）	<u>法 10 条の 3 第 1 項</u> <u>失業等給付の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その者に支給されるべき失業等給付でまだ支給されていないものがあるときは、一定の遺族が「自己の名」で請求することができるのであって、「死亡した者の名」で請求するのではない。</u>
220	No. 106 (H28-03 イ) 問題 4 行目 求職活動を原則 <u>3 回以上行った実績</u> を確認できた場合に、～（後略）	求職活動を原則 3 回以上（ <u>給付制限期間が 2 か月の場合は、原則 2 回以上</u> ）行った実績を確認できた場合に、～（後略）
303	No. 301 (H29-06A) と No. 302 (H29-06C) 根拠条文 <u>法 61 条の 4 第 1 項</u>	<u>法 61 条の 7 第 1 項</u>